

平成二十六年三月七日受領  
答弁第五四号

内閣衆質一八六第五四号

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する再質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて、平成二十六年一月十七日に開催された第一回情報保全諮問会議の議事録の中には、先の答弁書（平成二十六年二月二十五日内閣衆質一八六第三九号）二から四までについてでお答えしたとおり、「自分は官房長官、総理となるのだが、そのいわば文書というのは一回も見せられたことはないわけである。説明もされていない」、「ずっと何年も何年もそのままだったことはおかしい」、「何回かこれをどうするべきかということを議論されなければならなかった」との安倍内閣総理大臣の発言（以下「発言」という。）に係る記述がある。

二について

発言は、内閣官房のホームページにおいて公表している第一回情報保全諮問会議の議事要旨には記載されていない。

三及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、情報保全諮問会議については、その議事要旨を作成し、公表することとしており、第一回情報保全諮問会議については、内閣官房に設置された特定秘密保護法施行準備室において簡潔かつ的確に議論の要旨等を記した議事要旨を作成し、同会議の発言者の了解を得て、これを公表したものである。